

マージン率等に係る情報提供

株式会社オーネスト
代表取締役 落合 仁美

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供致します。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

対象期間	:	平成 28 年 1 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日
労働派遣者の数	:	28 人
派遣先の数	:	8 社
労働者派遣の料金	:	33,529 円【1 日当たりの料金額 (8 時間労働として計算)】
派遣労働者の賃金	:	16,631 円【1 日当たりの料金額 (8 時間労働として計算)】
マージン率	:	50.4%
教育訓練に関する事項	:	技術研修、マナー研修、メンタルヘルス研修 品質講習、情報セキュリティ教育等

マージン率に含まれるものとして、

- ・ 雇用主として負担する社会保険料 (労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険等)
- ・ 派遣労働者の交通費、健康診断 (年 1 回) に充当した費用
- ・ 派遣労働者が取得する年次有給休暇、慶弔休暇に充当した費用
- ・ 派遣労働者の資格取得、技術研修、外部研修会参加等の補助や支援に充当した費用
- ・ 営業・管理・採用活動等、事業運営にあたる労働者の人件費
- ・ オフィス賃料や、宣伝広告費、通信費をはじめとする諸費用
- ・ 営業利益

などが含まれています。